

弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程

(平成二十四年十二月七日会規第九十六号)

改正 平成二五年一月二日 六日

同 二六年一月二日 五日

(目的)

第一条 この規程は、会則第二十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の登録料の納付の免除又は猶予に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害による登録事項の変更の場合の免除)

第二条 本会は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により事務所又は住居に甚大な被害を受けた弁護士から会則第十八条第三号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

(弁護士任官者の退官後の登録の場合の免除)

第三条 本会は、弁護士が裁判官に任官し、退官後、弁護士名簿に登録を請求するときは、会則第二十三条第一項第一号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

- 1 -

(弁護士職務経験法による登録の場合の免除等)

第四条 本会は、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)第四条第一項の規定により弁護士名簿の登録を受けようとする者に対し、会則第二十三条第一項第一号に掲げる登録料の納付を免除し、又は猶予することができる。

(住居表示の変更等による登録事項の変更の場合の免除)

第五条 本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第十九号)第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があった場合において、これに伴い会則第十八条第一号の本籍又は同条第三号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

2 本会は、建物の名称が変更される場合その他事務所又は住居の物理的又は場所的な変更を伴わず、かつ、当該弁護士の意思に基づかず、事務所又は住居の所在場所の表示に変更があった場合において、これに伴い会則第十八条第三号に掲げる事項について登録事項の変更の届出

- 2 -

がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

3 本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定による改製により、当該弁護士的意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があつた場合において、これに伴い会則第十八条第一号の氏名について登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

（弁護士登録後三か月以内の登録事項の変更の場合の免除）

第六条 本会は、司法修習生の修習を終えた後一年を経過する前に弁護士名簿に登録を請求し、初めて弁護士登録をした者から、弁護士登録の後三か月を経過する前に、会則第十八条第二号の職務上の氏名を使用する場合又は同条第一号から第三号までに掲げる事項について変更があつた場合において登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

（登録換えの請求に伴い職務上の氏名を使用等する場合の免除）

- 3 -

第七条 本会は、弁護士名簿の登録換えの請求とともに、会則第十八条第二号の職務上の氏名を使用する場合又はこれに変更があつた場合において登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

附 則

この規程は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月六日改正）

第四条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二日五日会規第一〇二号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別
会員関係を除く。）の整備に関する規程
第二条、第三条、第四条、第五条、第六条、
第七条改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

- 4 -

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行)